

雇用保険制度の概要

目次

雇用保険とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
雇用保険制度の概要（体系）・・・・・・・・	3
雇用保険の適用事業及び被保険者・・・・・・・・	4
I 求職者給付・・・・・・・・	6
(a) 一般求職者給付（基本手当等）・・・・・・・・	7
(b) 高年齢求職者給付金	}・・・・・・・・13
(c) 特例一時金	
(d) 日雇労働求職者給付金	
II 就職促進給付・・・・・・・・	14
III 教育訓練給付・・・・・・・・	16
IV 雇用継続給付・・・・・・・・	19
(a) 高年齢雇用継続給付・・・・・・・・	20
(b) 介護休業給付・・・・・・・・	21
育児休業給付・・・・・・・・	22
雇用保険二事業・・・・・・・・	24
求職者支援制度・・・・・・・・	26
雇用保険制度における新型コロナウイルス感染症への対応・・・・・・・・	32

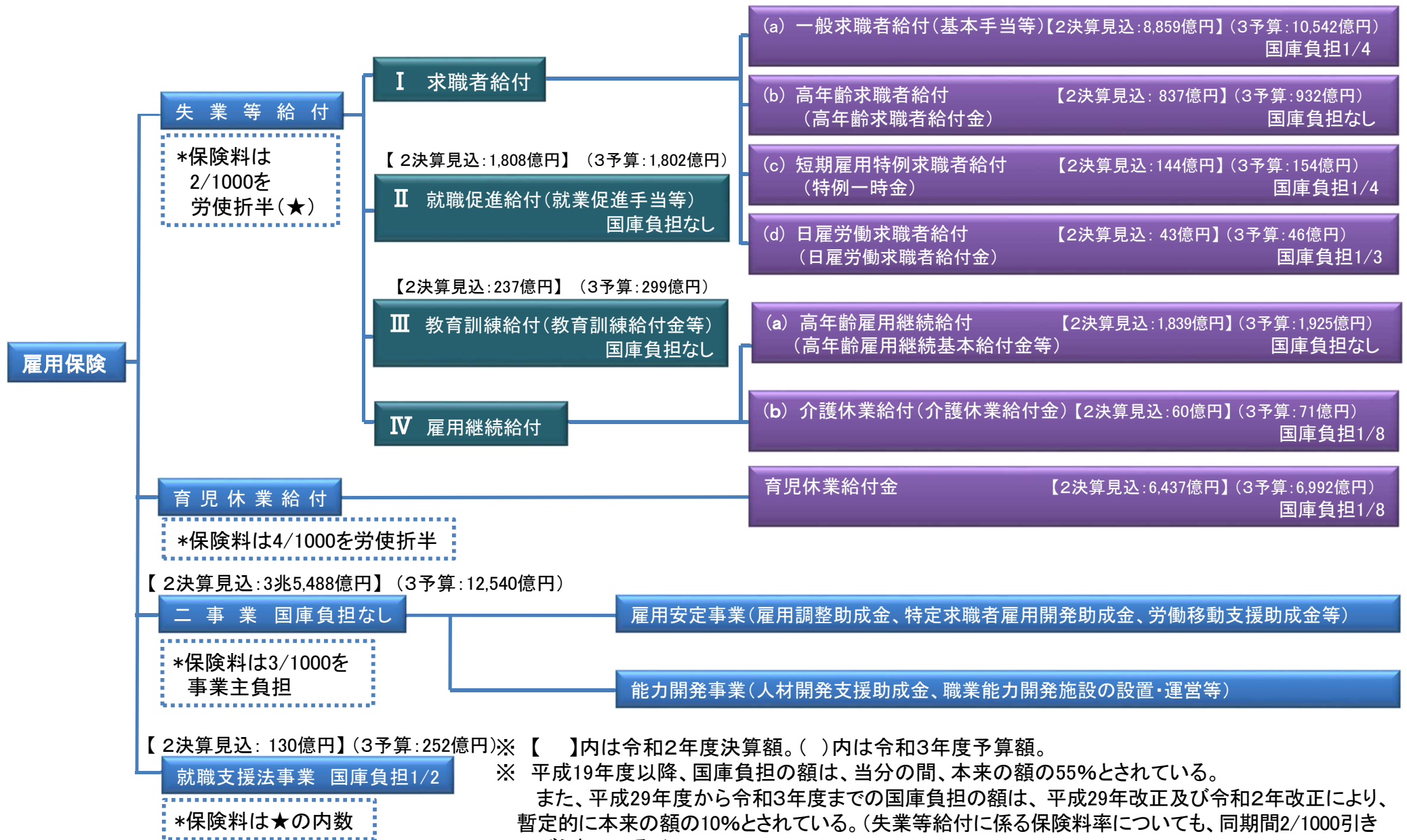
雇用保険は、

① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、

② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、

雇用に関する総合的機能を有する制度である。

雇用保険制度の概要(体系)



【 】内は令和2年度決算額。()内は令和3年度予算額。

※ 平成19年度以降、国庫負担の額は、当分の間、本来の額の55%とされている。

また、平成29年度から令和3年度までの国庫負担の額は、平成29年改正及び令和2年改正により、暫定的に本来の額の10%とされている。(失業等給付に係る保険料率についても、同期間2/1000引き下げられている。)

※ 令和2年度及び令和3年度に限り、雇用保険二事業に一般会計が繰り入れられている。

雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

＜適用除外＞【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（※2）
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※3）であって、適用区域（※4）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 令和4年1月1日より、65歳以上の者を対象として、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度を試行予定。

※3 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※4 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

雇用保険の適用事業及び被保険者

被保険者の種類について

(1) 一般被保険者

被保険者のうち(2)、(3)及び(4)以外の者

(2) 高年齢被保険者【法37の2 I】

65歳以上の被保険者※((3)又は(4)に該当しない者)

※ 令和4年1月1日以降は、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用した場合に被保険者となる65歳以上の者(特例高年齢被保険者)を含む。

(3) 短期雇用特例被保険者【法38 I】

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者((4)を除く)

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者【法43 I】

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。

- ① 適用区域(※)に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(厚生労働大臣が指定する区域を除く。)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの

〈令和2年度実績〉

・適用事業所数	2,303,427件	・一般被保険者数	41,185,546人	・高年齢被保険者数	3,116,754人
・短期雇用特例被保険者数	49,202人	・日雇労働被保険者数	6,888人		

※数値はいずれも年度平均値

I 求職者給付

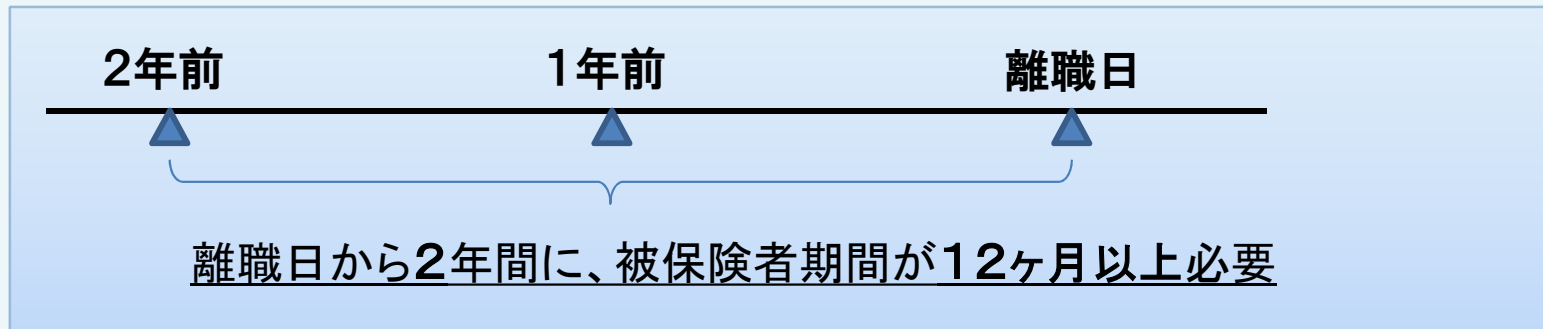
I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

(1) 基本手当【法13】

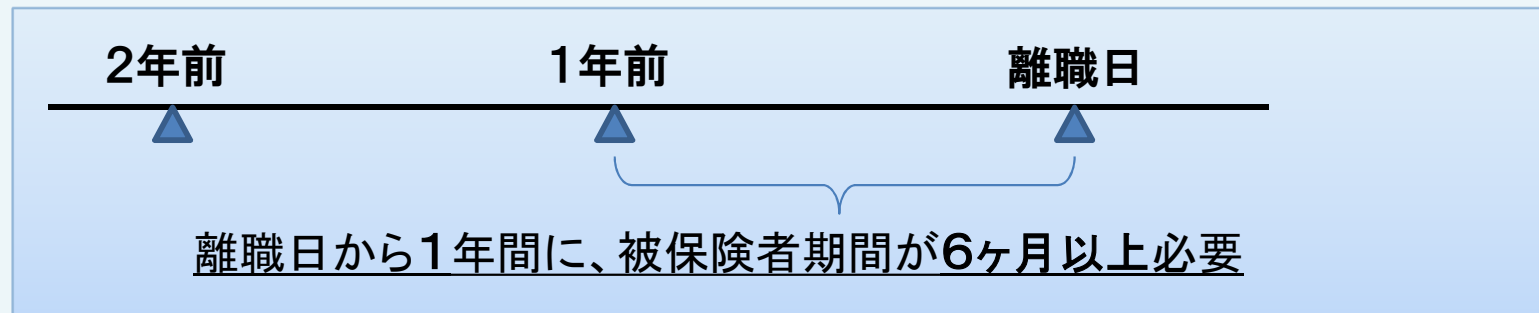
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

・基本手当 受給者実人員	475,700人 (R2年度)
・高年齢求職者給付金 受給者数	379,128人 (R2年度)
・特例一時金 受給者数	69,879人 (R2年度)
・日雇労働求職者給付金 受給者実人員	5,260人 (R2年度)

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

① 賃金日額の年齢別上限額（令和3年8月1日～）【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,577 円	13,520 円
30歳以上45歳未満		15,020 円
45歳以上60歳未満		16,530 円
60歳以上65歳未満		15,770 円

② 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 12,240 円	80 - 50%	3,976 - 6,120 円
12,240 - 16,530 円	50%	6,120 - 8,265 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 11,000 円	80 - 45%	3,976 - 4,950 円
11,000 - 15,770 円	45%	4,950 - 7,096 円

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

③ 給付日数(原則) 【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者 ((ハ)を除く)

被保険者であった 区分 期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者 ((イ)又は(ハ)以外の者)

被保険者であった 区分 期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、令和4年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者(障害者等)

被保険者であった 区分 期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

④ 特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較

類型	概要	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数	給付制限期間
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い)	なし
特定理由離職者 (特定受給資格者に該当する者を除く)	期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者	1年以内に6か月	90日～330日 (一般よりも手厚い) ※令和4年3月31日までの 暫定措置	なし
	その他やむを得ない理由により離職した者		90日～150日 (一般と同じ)	
一般受給資格者	上記以外の者	2年以内に12か月	90日～150日	2か月 ※5年以内に2回を超える場合は3か月 ※災害時は1か月に短縮

※1 就職困難者（障害者等）については、上表にかかわらず所定給付日数は150日～360日（その他の要件は、上表の各類型による）

※2 令和2年5月1日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる。

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

<給付日数の特例>

(イ) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて、基本手当が支給される。

(ロ) 個別延長給付【法24の2】

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

(ハ) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて、基本手当が支給される。

(ニ) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ホ) 地域延長給付【法附則5】

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間延長される。（令和4年3月31日までの暫定措置）

I (a) 一般求職者給付(基本手当等)

(2) 技能習得手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

- ・ 受講手当：日額500円（40日まで）
- ・ 通所手当：運賃相当額（注：通勤方法により手当額は異なる）

(3) 寄宿手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給される。（月額10,700円）

※ 「同居の親族」は、婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

(4) 傷病手当【法37】

基本手当の受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合、基本手当受給期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことの認定を受けた日について、支給される。（基本手当の日額に相当する額）

※ 支給日数の限度は、疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないとの認定を受けた受給資格者の所定給付日数から、当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いたものとなる。

I (b),(c), (d) 高年齢求職者給付金、特例一時金及び日雇労働求職者給付金

(b) 高年齢求職者給付金【法37の4】

高年齢被保険者が失業した場合であって、離職の日前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日又は50日分）の一時金が支給される。

(c) 特例一時金【法40】

短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。

(d) 日雇労働求職者給付金【法45】

日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前2月間において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

- ※1 なお、直近2月の各月に、同一事業主に18日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して31日以上雇用された場合は、日雇労働者に該当しない（公共職業安定所長の認可を受けたときを除く）。
- ※2 受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26～31枚）から17日（印紙44枚以上）までとなる。

等級・日数	給付金日額
①第1級印紙保険料を24日分以上納付	7,500円
②第1級及び第2級印紙保険料を24日分以上納付（①を除く）	6,200円
③第1級、第2級及び第3級印紙保険料を24日分以上納付（①、②を除く） かつ 第3級印紙保険料の算定納付日数 ≤ 第1級印紙保険料の納付日数 × 3/5	
①、②、③以外	
	4,100円

Ⅱ 就職促進給付

Ⅱ 就職促進給付

就業促進手当等【法56の3 等】

イ 就業手当

受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される。（ロの対象とする就職を除く）

ロ 再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた一時金が支給される。

ハ 就業促進定着手当

再就職手当の受給者が再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される（再就職手当支給前の支給残日数の40%（再就職手当の給付率が70%の場合は、30%）が上限額。）。

ニ 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される（ロの手当を受けられる場合を除く。）。

ホ 移転費

公共職業安定所及び職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く）の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

ヘ 求職活動支援費

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。また、面接に際して子どもの一時的預かりを利用する場合の費用等についても支給する。

〈令和2年度実績〉

・就業手当 受給者実人員 984人（年度平均）	・再就職手当 受給者数 393,121人	・就業促進定着手当 受給者数 112,913人
・常用就職支度手当 受給者数 2,901人	・移転費 受給者数 2,268人	・求職活動支援費 受給者数 5,326人

Ⅲ 教育訓練給付

教育訓練給付①

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから1年以内(※1)である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付

(※1)妊娠、出産、育児等により引き続き30日以上教育訓練を開始することができない者については、最大20年に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。

① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金(受給者数 89,011人(令和2年度))

- 支給要件：被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練。医療・福祉関係、事務関係等幅広く指定されている。(指定講座数11,067講座:令和3年4月1日時点)

② 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(令和元年10月1日施行)(受給者数 1,647人(令和2年度))

- 支給要件：一般教育訓練と同様。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の40%相当額(上限20万円)
- 対象訓練：雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの。(指定講座数464講座:令和3年4月1日時点)

教育訓練給付②

③ 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（初回受給者数 29,404人 延べ受給者数 80,517人（令和2年度））

- 支給要件：被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。
- 給付水準：教育訓練に要した費用の50%相当額（上限年間40万円）を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に、被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限年間16万円）を追加支給
- 対象訓練：専門的・実践的であると認められる以下の訓練について指定
（指定講座数2,531講座：令和3年4月1日時点）
 - ・ 業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程（期間は、原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む））
 - ・ 専門学校 of 職業実践専門課程等（キャリア形成促進プログラムを含む）
（期間は、2年（キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満））
 - ・ 専門職大学院（期間は、2年以内（資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間））
 - ・ 職業実践力育成プログラム（期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内）
 - ・ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程（原則時間が120時間以上かつ期間が2年以内）
 - ・ 第四次産業革命スキル習得講座（時間が30時間以上かつ期間が2年以内）
 - ・ 専門職大学等の課程（専門職大学・学科は4年、専門職短期大学・学科は3年以内）

（※2）③専門実践教育訓練には、上記の他、10年間における支給上限も設定されている。

◎ 教育訓練支援給付金（初回受給者数 3,530人 延べ受給者数 37,113人（令和2年度））※令和4年3月31日までの暫定措置

- 支給要件：専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、当該訓練（通信制・夜間を除く）を修了する見込みがあり、受講開始時に一般被保険者ではなく、45歳未満であること、受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと 等

※ 基本手当が支給される期間を除いて失業認定された日が対象となり、訓練を欠席した日には支払われない

- 給付水準：離職前6箇月に支払われた賃金額から算出された基本手当日額の80%に相当する額

※ 原則、当該訓練が修了するまで支給

IV 雇用継続給付

Ⅳ(a) 高年齢雇用継続給付

(a) 高年齢雇用継続給付

基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する「高年齢雇用継続基本給付金」と基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する「高年齢再就職給付金」の二つの給付金がある。

① 支給対象者

(イ) 高年齢雇用継続基本給付金【法61】

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

(ロ) 高年齢再就職給付金【法61の2】

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

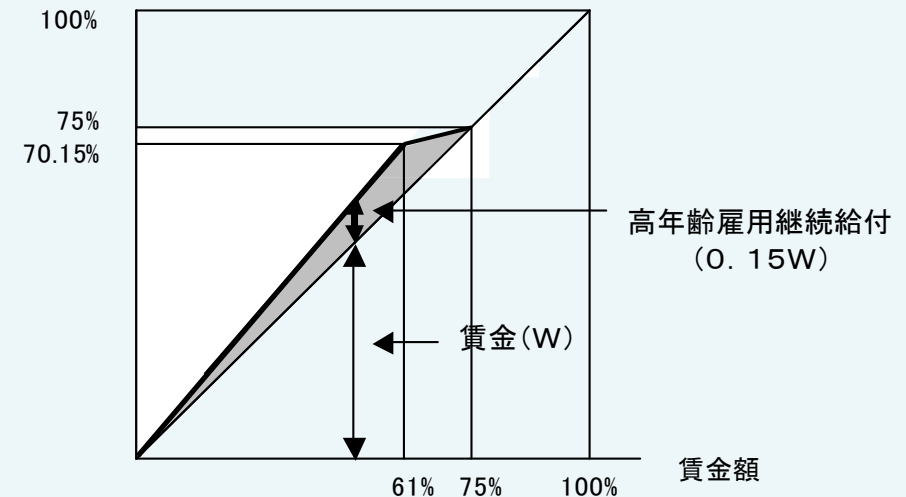
② 給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%（令和7年度以降は70.4%）を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額36万584円を超える場合、超える額を減額

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

③ 支給期間

65歳に達するまでの期間

※①(ロ)は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

Ⅳ (b) 介護休業給付

(b) 介護休業給付【法61の6】

① 支給対象者

対象家族の介護を行うため介護休業をした被保険者であって、介護休業開始前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上ある者

② 対象家族

- (1) 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- (2) (1)に準ずる者（労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫）

③ 対象となる休業

対象家族1人につき3回、通算93日を限度とする。

④ 支給額

休業開始時賃金日額の67%相当額を支給

※賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

・ 介護休業給付 受給者数	22,444人 (R2年度)
---------------	----------------

育児休業給付

育児休業給付【法61の7】

① 支給対象者

1歳※1(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合※2については最長で2歳に達するまで)未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上ある者

※1 当該労働者の配偶者が、子の1歳に達する日以前のいずれかの日において、当該子を養育するための休業をしている場合は、1歳2か月。

※2 『一定の場合』とは、保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子の養育を行っている配偶者が死亡した場合 等

② 支給額

育児休業開始から6月までは休業開始時賃金の67%相当額、それ以降は休業開始前賃金の50%相当額を支給

※賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80%を超える場合は、超える額を減額

・ 育児休業給付 初回受給者数 419,386人 (R2年度)

雇用保険二事業

(1) 雇用安定事業【法62】

被保険者等に関し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図るための事業

- 雇用調整助成金（失業予防に努める事業主を支援）
- 特定求職者雇用開発助成金（就職困難者の雇入れを支援）
- 地域雇用開発助成金（地域の雇用開発を支援）
- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置、運営費（高齢者や障害者の雇用支援）

(2) 能力開発事業【法63】

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図るための事業

- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置、運営費（公共職業訓練の実施）
- 民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進
- 人材開発支援助成金

求職者支援制度

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● <u>雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと</u> ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● <u>本人収入が月8万円以下〔シフト制で働く者などは月12万円以下（令和3年9月末までの特例）〕</u> ※令和4年3月末まで延長予定 ● <u>世帯全体の収入が月25万円以下</u> ● <u>世帯全体の金融資産が300万円以下</u> ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある） ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 [AとBに該当する者]	
離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など
給付金を受けずに訓練を受講している者（職業訓練を無料で受講） [Aのみ該当する者]	
離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	働いていて一定の収入のある者など（フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和3年度末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和3年度末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

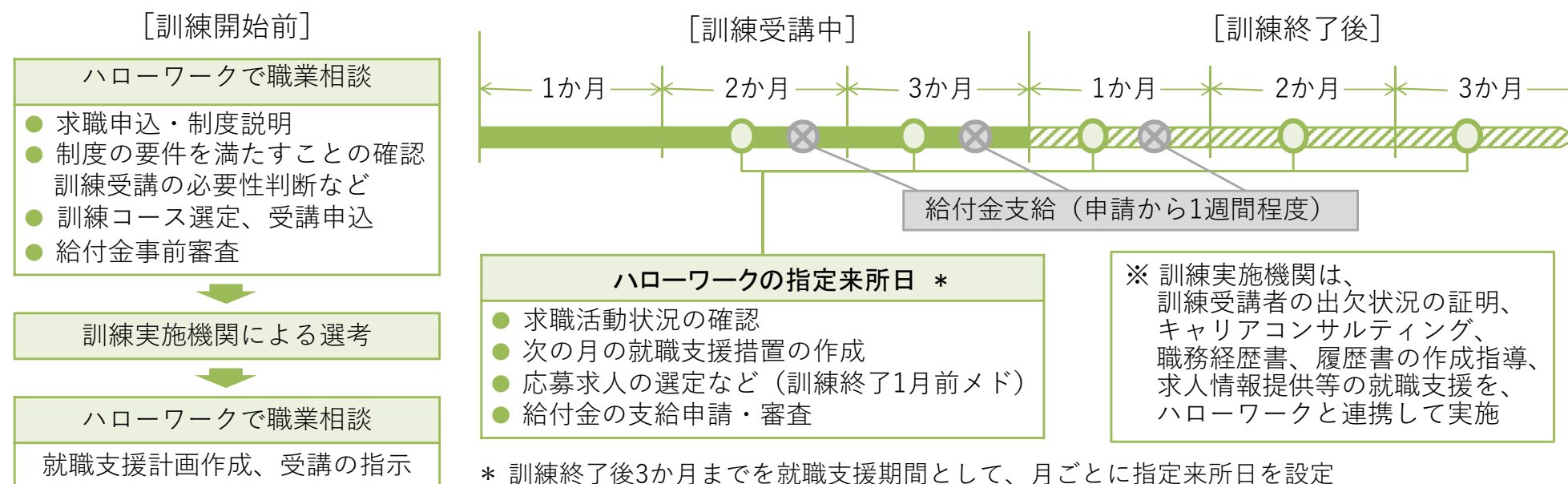
※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援
[求職者支援資金融資]

- ・ 貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・ 利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

※ 就職支援のながれ（3か月訓練の例）



○ 求職者支援制度の国庫負担

原則	—	国庫 1/2	労使負担 1/2（労使折半）
暫定	当分の間	国庫 27.5/100（※1）	労使負担 72.5/100（労使折半）
時限	平成29年度から 令和3年度まで	国庫 5/100（※2）	労使負担 95/100（労使折半）

※1 原則の割合（1/2）に、雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置（原則の55/100を負担）を適用

$$50/100 \times 55/100 = 27.5/100$$

※2 現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況などを勘案し、雇用保険制度の国庫負担率を5年間に限り引き下げる

原則の割合（1/2）の10/100

$$50/100 \times 10/100 = 5/100$$

※3 令和3年度予算額：252億円（うち国庫負担 11億円）

○ 求職者支援訓練の実績

求職者支援 訓練受講者数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計	職業訓練受講給付金 初回受給者数 (平成23年度～令和2年度) ※公共職業訓練の受講 者を除く	受講者数に占める 初回受給者割合
合計	50,758人	98,541人	74,933人	55,002人	40,587人	32,306人	26,822人	23,384人	21,020人	23,734人	447,087人	172,577人	38.6%
基礎	13,883人	26,256人	22,997人	16,458人	11,653人	10,447人	8,126人	6,739人	5,753人	5,838人	128,150人		
実践	36,875人	72,285人	51,936人	38,544人	28,934人	21,859人	18,696人	16,645人	15,267人	17,896人	318,937人		

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- *1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限り）の合計が12万円以下である場合に支給
- *2 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月⇒ 2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

雇用保険制度における 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

対象となる方

離職日に応じて以下に該当し、法施行日（令和2年6月12日）以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象。

離職日	対象者
① 緊急事態宣言発令以前	離職理由を問わない（全受給者）
② 緊急事態宣言発令期間中	特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2
③ 緊急事態宣言解除後	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた特定受給資格者及び特定理由離職者（雇止めの場合に限る）

※1 特定受給資格者：倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者

※2 特定理由離職者：①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者
②転居、婚姻等による自己都合離職者

※3 お住まいの地域を発令地域として指定する公示がされた日において受給資格者の方が対象です。

※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象となりません。

※5 特例延長給付を受けている方が再度特例延長給付を受けることはできません。

※6 上記①～③に対応する期間は、お住まいの都道府県が緊急事態宣言の対象地域となっていた期間（複数回の緊急事態宣言で対象となっていた場合は最新の緊急事態宣言の対象地域となっていた期間をいう。）の始期と終期により判断されるため、都道府県毎に異なります。

延長される日数 60日（一部30日※）

※35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方
45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年4月30日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～9月30日まで)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10)	休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10)
休業・教育訓練の助成額の上限額は8,370円	休業・教育訓練の助成額の上限額 15,000円	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間 撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間(別枠扱い)	同左
短時間一斉休業のみ 休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	短時間休業要件 緩和(一斉でなくても可) 休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率：2/3(中小) 1/2(大企業) 加算額：1,200円	教育訓練の助成率 中小：4/5 (10/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 大企業：4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注3)、業況特例(注4)の対象 中小・大企業4/5 (10/10) 加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左

※助成率における()は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)。

(注2) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の大企業。

(注3) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用)

(注4) 特に業況が厳しい(生産指標が最近3か月の月平均値で前年又は前々年同期比30%以上減少)全国の企業。

雇用調整助成金の支給状況について

- 令和2年度財源確保額（補正予算額等含む）：3兆9,268億円（うち雇用調整助成金：3兆5,882億円、緊急雇用安定助成金：3,386億円）
 ◎ 令和3年度財源確保額（繰越額含む）：1兆4,283億円（うち雇用調整助成金：1兆2,693億円、緊急雇用安定助成金：1,591億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～3/26	－	3,029,163(703,334)	－	2,932,815(674,397)	－	31,272(2,122)
3/27～3/31	49,485(11,724)	3,078,648(715,058)	34,586(8,022)	2,967,401(682,419)	283(22)	31,555(2,144)
4/ 1～4/ 9	95,007(22,614)	3,173,655(737,672)	77,642(17,965)	3,045,043(700,384)	612(51)	32,167(2,195)
4/10～4/16	63,481(14,928)	3,237,136(752,600)	62,553(14,984)	3,107,596(715,368)	450(38)	32,617(2,233)
4/17～4/23	58,771(13,693)	3,295,907(766,293)	66,991(15,630)	3,174,587(730,998)	557(50)	33,174(2,283)
4/24～4/30	67,098(15,368)	3,363,005(781,661)	59,094(14,044)	3,233,681(745,042)	513(43)	33,686(2,326)
5/1～5/7	43,484(10,408)	3,406,489(792,069)	29,932 (6,816)	3,263,613(751,858)	307(26)	33,993(2,353)
5/8～5/14	90,749(21,093)	3,497,238(813,162)	77,134(17,121)	3,340,747(768,979)	618(48)	34,612(2,401)
5/15～5/21	72,508(17,171)	3,569,746(830,333)	80,238(18,908)	3,420,985(787,887)	679(58)	35,291(2,458)
5/22～5/28	74,075(17,014)	3,643,821(847,347)	80,073(19,280)	3,501,058(807,167)	722(56)	36,013(2,514)
5/29～6/4	84,484(20,323)	3,728,305(867,670)	77,311(18,832)	3,578,369(825,999)	657(55)	36,669(2,570)
6/5～6/11	61,586(14,591)	3,789,891(882,261)	73,422(17,326)	3,651,791(843,325)	607(51)	37,277(2,620)
6/12～6/18	54,719(12,848)	3,844,610(895,109)	68,132(15,488)	3,719,923(858,813)	550(48)	37,826(2,669)
6/19～6/25	56,561(13,588)	3,901,171(908,697)	63,342(14,522)	3,783,265(873,335)	535(43)	38,362(2,712)
6/26～7/2	74,236(17,755)	3,975,407(926,452)	63,081(14,812)	3,846,346(888,147)	464(37)	38,826(2,749)
7/3～7/9	64,955(15,536)	4,040,362(941,988)	61,505(14,463)	3,907,851(902,610)	471(40)	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591(9,457)	4,141,157(965,565)	42,947(10,375)	4,013,670(927,676)	299(24)	40,125(2,861)
7/24～7/30	82,683(20,003)	4,223,840(985,568)	68,476(16,724)	4,082,146(944,400)	581(49)	40,706(2,910)
7/31～8/6	76,507(18,281)	4,300,347(1,033,849)	64,915(15,327)	4,147,061(959,727)	540(48)	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189	4,407,990	67,697	4,267,043	589	42,324
うち雇用調整助成金	42,147	3,379,019	51,846	3,279,273	537	39,268
うち緊急雇用安定助成金	13,042	1,028,971	15,851	987,770	52	3,056

※ 緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）。令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

- (1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者
- (2) 令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和3年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）

※ 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法

休業前の1日当たり平均賃金 × 80%※1 × （各月の休業期間の日数 − 就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

① 1日当たり支給額（9,900円※2（令和3年4月までは11,000円）が上限）

② 休業実績

※1 (2)のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年9月30日の期間において11,000円。

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。（就労した日は休業実績から除く。）

3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年6月	令和3年9月30日（木）
令和3年7月～9月	令和3年12月31日（金）

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、
・ 10/30に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年9月30日(木)**までに、
・ 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年9月30日（木）
令和3年1月8日～6月（※）	
令和3年7月～9月	令和3年12月31日（金）

※令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

9月2日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～3/18	－	1,354,631	－	1,080,823	－	85,276,746
3/19～3/25	79,638	1,434,269	34,045	1,114,868	2,638,187	87,914,933
3/26～4/1	111,197	1,545,466	30,950	1,145,818	2,382,958	90,297,891
4/2～4/8	55,606	1,601,072	37,491	1,183,309	2,692,594	92,990,485
4/9～4/15	56,178	1,657,250	42,791	1,226,100	2,995,502	95,985,987
4/16～4/22	49,228	1,706,478	53,680	1,279,780	3,886,694	99,872,681
4/23～4/29	41,995	1,748,473	39,724	1,319,504	2,765,149	102,637,830
4/30～5/6	23,141	1,771,614	19,984	1,339,488	1,422,852	104,060,682
5/7～5/13	60,905	1,832,519	50,500	1,389,988	3,556,385	107,617,067
5/14～5/20	64,373	1,896,892	58,330	1,448,318	4,271,278	111,888,345
5/21～5/27	73,884	1,970,776	60,499	1,508,817	4,402,405	116,290,750
5/28～6/3	94,698	2,065,474	58,556	1,567,373	4,401,690	120,692,440
6/4～6/10	57,419	2,122,893	57,487	1,624,860	4,234,740	124,927,180
6/11～6/17	59,269	2,182,162	60,974	1,685,834	4,459,502	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,827	2,614,736	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,261	2,728,997	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,094	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,305	2,817,399	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,865,939	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,569	2,923,508	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
うち支援金	－	－	17,141	636,051	1,339,792	56,001,939
うち給付金	－	－	48,060	1,674,754	3,075,235	117,272,503

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。